

揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構の以下 3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 揭示日 令和 8 年 10 月 8 日
- 2 発注者
独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸
- 3 業務概要
 - (1) 件名
令和 8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務
 - (2) 業務内容
仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで
 - (4) 履行場所 本社 発注者の事務所
 - (5) 仕様書 別紙のとおり
- 4 競争参加資格
 - (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 都市再生機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
 - (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
 - (5) 自社で制作、管理及び運営するダイレトリクルーティングサービスに登録している中で、以下の条件を満たす求職者数（令和 8 年 8 月末時点）が 20 万名以上であること。
 - ・大学を卒業、又は大学院を修了されている方（短大卒は不可）
 - ・2 年以上の就業経験を有する方
 - (6) 以下の業種または職種を経験した求職者 5 万名以上であること。
 - ・不動産系（例：ディベロッパーなど）

- ・建築、土木系（例：ゼネコン・施工管理・設計コンサルなど）
- ・インフラ系（例：電気・ガス・水道など）
- (7) 令和7年度において、経験者採用募集におけるダイレトリクルーティングサービスの提供実績を100件以上有していること。
- (8) ISO/IEC27001:2022若しくはJIS Q 27001:2023に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること、プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けていることを証明できる者であること、又は個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を整備していること。
- (9) 1者当たり設定される最低限の成功報酬額（以下、「ミニマムギャランティ」という。）が税込100万円以下であること。

5 担当部署

- (1) 申請書及び資料について
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構人事部企画課 小林・草間
電話：045-650-0256
- (2) 令和7・8年度の一般競争参加資格について
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構総務部会計課
電話：045-650-0189
- (3) 入札・契約手続について
上記(2)に同じ。

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
上記4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていなければならない。なお、①の期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 申請書及び資料の提出期間
令和8年10月8日（木）から令和8年10月26日（月）の午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日）並びに、正午から午後1時の間は除く。
- ② 申請書及び資料の提出場所
上記5(1)に同じ。
- ③ 申請書及び資料の提出方法
郵便もしくは持参による提出とし、持参の場合は提出日時について事前に連絡の上持参すること。また、いずれの場合も提出期間中に提出先に到着していることを要件とする。なお、電送による提出は受け付けない。
- (2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

- ① 令和 8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務契約に係る参加申請書（様式 1）
- (3) 資料は、別紙様式 2～6 により作成すること。
 - ① 物品購入等の契約に係る参加資格の登録状況（様式 2）
参加申請書提出時点において令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区において、物品購入等の契約に係る競争参加資格「役務提供」の資格を有すると認定された者、もしくは申請中である者であること。
なお、当該競争参加資格を有しない場合は、参加申請書提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、申請時に交付される競争参加資格申請受理票の写しを「物品購入等の契約に係る参加資格の登録状況（様式 2）」に添付して提出する必要がある。
 - ② 自社で制作、管理及び運営するダイレトリクルーティングサービスに登録している求職者数（様式 3）
 - ③ 経験者採用募集におけるダイレトリクルーティングサービスの提供実績（様式 4）
 - ④ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を証明するものの写し又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されているプライバシーマークの認定書の写し（様式 5）
 - ⑤ ダイレトリクルーティングサービスにおけるミニマムギャランティの設定（様式 6）
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 11 月 2 日（月）までに通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

7 掲示文兼入札説明書等に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書等（仕様書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 提出期限
令和 8 年 11 月 10 日（火） 午後 4 時
 - ② 提出場所
上記 5(1)に同じ。
 - ③ 提出方法
持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、封筒に質問書在中の旨を朱書すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間
令和 8 年 11 月 13 日（金）から令和 8 年 11 月 18 日（水）までの午前 10 時から午後 4 時（ただし、土曜日、日曜日、祝日並びに、正午から午後 1 時の間は除く）。
 - ② 閲覧場所
上記 5(1)に同じ。

8 入札書の提出期限及び場所等

- (1) 提出期間
令和 8 年 11 月 17 日（火）午前 10 時から令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 4 時まで
- (2) 提出場所
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー 11 階
独立行政法人都市再生機構 総務部会計課（5 階受付）
電話：045-650-0189
- (3) 提出方法
別添 1 に基づき持参又は提出期限必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書及び入札書内訳は中封筒に入れて封印し、外封筒の表には「入札書在中」と朱書きすること。代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること（入札書を封入した中封筒に委任状は同封しないこと。）

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 2 時
- (2) 開札場所
独立行政法人都市再生機構本社 入札室（5 階）
- (3) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、入札者の立会
は必須ではない。

10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 下記条件の採用を行った場合におけるデータベース使用料と成功報酬（※）の総額で入札を行う。
 - ①データベース使用料（24 か月）
 - ②理論年収 6,000,000 円（扶養親族なし、首都圏勤務）の者が 20 名入社した場合の成功報酬の合計※ 別添 2「契約書」第 6 条第 1 項及び第 2 項に基づいて算出すること。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 入札の無効

本揭示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を 1 者決定する。

15 手続きにおける交渉の有無 無

16 契約書作成の要否

別添 2「契約書」による。また、別添 3「個人情報等の保護に関する特約条項」及び別添 4「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を契約書と併せて、同日付けで締結するものとする。

17 支払条件

別添 2 契約書及び別紙仕様書による。

18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (5) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000002r5-att/jni4dd0000001nad.pdf>))を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (6) 機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

- (7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供 及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意された ものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報 提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表 させていただきますことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している機構役員経験者及び課長 相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上

令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス

提供業務

参加申請書提出時提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の参加表明時に必要となる書類一覧です。参加申請書提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、参加申請書提出時に御提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項 番	書類名称	提出 部数	備考	機 構 使用欄
1	参加申請書	1部	様式1を使用すること。	
2	競争参加資格認定通知書の写し	1部	様式2及び競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。 なお、有効期限内で業種区分「役務提供」の認定がされているもの。紛失もしくは申請中等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	物品購入等の契約に係る参加資格の登録状況	1部	様式2を使用すること。	
4	自社で制作、管理及び運営するダイレクトリクルーティングサービスに登録している求職者数	1部	様式3を使用すること。	
5	経験者採用募集におけるダイレクトリクルーティングサービスの提供実績	1部	様式4を使用すること。	
6	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を証明するものの写し又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されているプライバシーマークの認定書の写し		様式5及び認定書等の写しを提出すること。	
7	ミニマムギャランティの設定		様式6及び実績に関しては任意様式を提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

- ・ 入札説明書等に様式が添付されている場合は、当該様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス
提供業務に係る参加申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

提出者)住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
作成者)担当部署
氏名
電話番号
FAX

件 名 : 令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務

令和8年10月8日付で手続き開始の公示がありました令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務について、参加を希望しますので、公示内容及び参加申請書作成要領等関係文書内容を確認のうえ、関連資料(様式2～様式6)を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

物品購入等の契約に係る参加資格の登録状況

会社名: _____

登録番号	
※令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等(役務提供)の契約に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定書(競争参加資格認定通知書)の写しを添付すること。	

自社で制作、管理及び運営するダイレクトリクルーティングサービスに登録している中で、以下条件を満たしている求職者数(令和8年8月末時点)

会社名: _____

以下条件を満たす、登録している求職者数(令和8年8月末時点)

① 大学を卒業、又は大学院を修了されている方(短大卒は不可) かつ2年以上の就業経験を有する方	
② ①のうち、不動産系を経験している求職者数	
③ ①のうち、建築・土木系を経験している求職者数	
④ ①のうち、インフラ系を経験している求職者数	

経験者採用募集におけるダイレクトリクルーティングサービスの提供実績(令和7年度実績)

会社名: _____

提供実績数	
-------	--

	提供先(社名)
1	
2	
3	
4	
5	

- ※ 最低 1 件、最大5件記載すること。
- ※ 提供先(社名)を表記することに差し障りがある場合は、匿名(A社等)で記載すること。
- ※ 上記業務に係る契約書及び仕様書の写し(ただし、提出に支障のある箇所については非開示としたものでも可。)を添付あるいは提示すること。なお、契約書を取り交わしていない場合は契約書に代わるもので差し支えない。

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証を証明するものの写し又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されているプライバシーマークの認定書の写しを添付すること。

会社名: _____

ダイレクトリクルーティングサービスにおけるミニマムギャランティの設定

会社名: _____

第1条 ミニマムギャランティ(円)(税込み)
第2条
第3条
第4条

- ※ ミニマムギャランティの設定がない場合は「なし」と記載すること。
- ※ 当該様式に記載したミニマムギャランティを、入札金額内訳書にも記載すること。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - 二 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

入札書封筒様式

表

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿
(件名 令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係る ダイレクトリクルーティングサービス提供業務 入札書)
押印省略

裏

封
所在地
会社名
入札参加者の氏名

委任している場合は、代理人の氏名

- ※ 提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する入札書を提出する場合は「(押印省略)」と朱書すること。
- ※ 「委任状」は封入しないこと。但し、同時に提出すること。
- ※ 「使用印鑑届」(「印鑑証明書」添付)を同時に提出の際は同封しないこと。

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、

令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供
業務

入札心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印※1

代理人

印※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

※1 本件責任者(部署名・氏名): _____

担 当 者(部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1: _____

連絡先(電話番号) 2: _____

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

入札金額内訳書

総 額 円（税抜）（①+②）

※入札金額と同額とすること。

データベース使用料…①

円（税抜）

〔税抜〕

理論年収	成功報酬率 （％）	1人当たりの成功報酬	予定採用人数	成功報酬総額…②
6,000,000 円 〔a〕	____％ 〔b〕 ※ 1	____円 〔=a×b〕 ミニマムギャランティ ____円 〔d〕	20 人 〔c〕	____円（税抜） 〔= a×b×c〕 ※ 2

※ 1 整数を記入すること。

※ 2 1人当たりの成功報酬〔=a×b〕がミニマムギャランティ〔d〕を下回る場合、成功報酬総額は〔d×c〕とする。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印※1

代理人

印※1

- ※1 本件責任者（部署名・氏名）：
担 当 者（部署名・氏名）：
- ※2 連絡先（電話番号） 1：
連絡先（電話番号） 2：

〈注〉

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

(1) 入札書等に押印をする場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構本社の発注する「令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 上記に係る入札、見積りに関する一切の権限

代 理 人 使用印鑑	印
---------------	---

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

記入例

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構本社の発注する「令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 上記に係る入札、見積りに関する一切の権限

代 理 人 使用印鑑	印
---------------	---

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

代理人（受任者）使用印

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

(2) 入札書等に押印を行わない場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

代 表 者

(受任者) 住 所

商号又は名称

氏 名

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：_____

担 当 者（部署名・氏名）：_____

※2 連 絡 先 1：_____

連 絡 先 2：_____

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

記入例

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

業務の説明が出来る本件責任者（所属長等）及び担当者
の名前を記載の上、連絡先を記載すること

※1 本件責任者（部署名・氏名）：_____

担 当 者（部署名・氏名）：_____

※2 連 絡 先 1：_____

連 絡 先 2：_____

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

(1) 復代理人かつ入札書等に押印をする場合

復 代 理 委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

注 1 本様式は令和7度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。
注 2 委任事項は、明確に記載すること。

記入例

復代理委任状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長
代理人（委託者）使用印 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名
復代理人（受任者）使用印 印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。
注2 委任事項は、明確に記載すること。

(2) 復代理人かつ入札書等に押印を行わない場合

復 代 理 委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号） 1 ：_____

連絡先（電話番号） 2 ：_____

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記入例

復 代 理 委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

業務の説明が出来る本件責任者(所属長等)及び担当者
の名前を記載の上、連絡先を記載すること

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

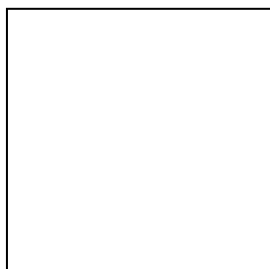
2 委任事項は、明確に記載すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

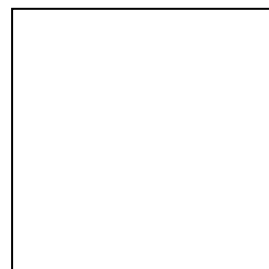
※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿

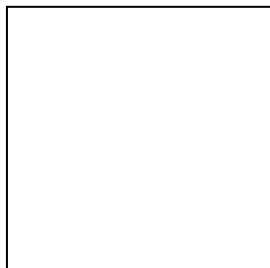
注 1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

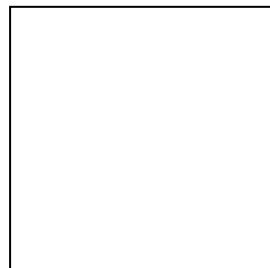
記入例

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

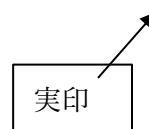
年 月 日

提出日

住 所
会 社 名
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿



注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

ダイレクトリクルーティングに関する契約書

- 1 業 務 名 令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供業務
- 2 履行場所 独立行政法人都市再生機構
- 3 履行期間 令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

独立行政法人都市再生機構(以下「発注者」という。)と●●(以下「受注者」という。)は、頭書の業務に関し、次のとおり、発注者が受注者にダイレクトリクルーティングサービスの提供を依頼する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

本契約締結の証として、発注者受注者は本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ発注者受注者各1通を保有するものとする。

令和8年●月●日

発注者 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 印

受注者

印

(契約の目的)

第1条 発注者が行う人材の採用を支援するため、発注者はダイレクトリクルーティングサービスを発注者に対し提供する業務(以下「本業務」という。)を委託し、受注者はこれを受託する。

(選考・採用・仕様)

第2条 発注者は、受注者が前条により提供した本業務を自らの責任において活用し、求職者を選考の上、その採用の可否を決定する。

2 発注者は、前項に基づき求職者の採用を決定した場合には、受注者に対し遅滞なくその旨を通知する。

3 発注者が、故意又は重過失により前項の通知を行わなかった場合は、成功報酬に加え、当該成功報酬の5倍に相当する金額を支払うこととする。

4 発注者は、求職者が本業務を通じて発注者の求人に応募した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、本業務を通じた発注者の求人への応募を優先するように配慮する。

5 受注者は、別紙の仕様書に従い本業務を履行する。

(データベース使用料の発生)

第3条 データベースの使用及び使用料は令和8年12月1日から発生するものとし、発注者は受注者に対し、求職者を検索するためのデータベースを使用する料金(以下「データベース使用料」という。)として、〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇円)を一括で支払うものとする。

2 契約の始期が月の途中である場合の当該月のデータベース使用料は、1か月を日割計算して得た額とする。この場合、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(データベース使用料の支払い)

第4条 受注者は、前条のデータベース使用料について、本契約の締結日から30日以内に発注者に対して請求書により請求するものとする。

2 発注者は、請求書を受理した日を含む月の翌月末までに受注者の指定する金融機開口座へ振り込むものとし、振込手数料は発注者の負担とする。

3 発注者は、前項に規定された期日までにデータベース使用料を支払わなかったときは、受注者に対し実際に支払った期日までの間年3パーセントの割合による遅延損害金を併せて支払うものとする。

(報酬の発生)

第5条 発注者が求職者の採用を決定し、かつ、その求職者が入社に至った時点で本業務に対する報酬が発生するものとする。

2 受注者は、本契約の定めるところにより報酬を請求できるものとする。

3 前項の請求は、本業務の報酬の発生した日の属する月の末日をもって請求するものとする。

4 本条の定めにかかわらず、求職者が本業務を通じて発注者の求人に応募するより前に、当該求職者が同一又は近似の職種にて発注者の求人に応募していた場合は、報酬は発生しない。この場合において、発注者は、求職者が本業務を通じて発注者に応募した日から5営業日以内にその旨を受注者に通知することとする。

(報酬の算出)

第6条 前条に規定する報酬は、発注者が第2条第1項により採用を決定し入社に至った求職者の理論上の年間総収入(以下「理論年収」という。)の〇%に相当する金額(1円未満切り捨て)に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

2 前項に定める理論年収とは以下の式により算出するものとする。ただし、通勤手当及び時間外勤務手当等変動する手当は含まないものとする。

$$\text{理論年収} = (\text{本給(月額固定給)} + \text{扶養手当} + \text{地域間調整手当}) \times 12\text{ヶ月} + \text{理論上の特別手当(通年賞与。年2回)}$$

3 第1項に基づき算出された報酬が、〇円を下回る場合は、報酬は〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇円)とする。

(費用区分)

第7条 発注者は、採用決定のため求職者に対し、適性検査を実施する場合は、発注者の責任と負担において実施するものとする。

(報酬の支払い)

第8条 発注者は、第5条第3項に基づき報酬の請求を受けた場合は、請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者の指定する金融機関口座へ振り込むものとし、振込手数料は発注者の負担とする。

2 発注者は、前項に規定された期日までに報酬を支払わなかったときは、受注者に対し実際に支払った期日までの間年3パーセントの割合による遅延損害金を併せて支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して、相手方から秘密である旨明示のうえで知り得た情報(以下「秘密情報」という。)の秘密を保持し、相手方の事前の同意を得ずして第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知の事項及び第三者から適法に取得した事項についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は本契約の目的を達成するために必要かつ最小限度の範囲内で、役職員に限り、秘密情報を開示することができるものとする。

(履行期間満了後の適用)

第10条 本契約の履行期間満了後も、前条の規定は有効とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、本契約及び本契約に関して取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(一括委託等の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができるものとし、受注者は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の条項のいずれかを履行しないときは、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、通告をもって本契約を解除することができるものとする。

2 発注者は、受注者に次の各号の一による事由が生じたときは、何ら催告することなく一方的な通告をもって直ちに本契約を解除又は解約することができるものとする。

一 支払の停止又は差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき

二 任意整理に着手したとき

- 三 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 四 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 五 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき
 - 六 廃業、転業又は重要な営業権若しくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき
 - 七 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- 3 発注者又は受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 役員等(相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その取引先となる企業が前5号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 発注者又は受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の取引先としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者又は受注者が当該取引先と契約をしている相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合において、解除された発注者又は受注者は、支払済報酬額の10分の1に相当する額を違約金として契約の解除者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 発注者又は受注者に第2項各号の事由の一が生じたときは、発注者又は受注者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとする。この場合において、発注者又は受注者が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとする。
- 6 本条第1項から第3項までの事由により本契約が終了したとき、発注者又は受注者は相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。ただし、本契約に別段の定めがあるときはこの限りではない。

(中途解約)

第14条 発注者又は受注者は、前条に定めるところによるほか、履行期間満了前に本契約を継続しがたい事由が生じた場合には、本契約の履行期間中の解除を書面により相手方に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合、当該申出のあった日の属する月の翌月末に、本契約は終了するものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者及び受注者は、本契約に基づき免責されるときを除き、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、発生した損害について賠償の責に任ずるものとする。

(不可抗力)

第16条 天災地変その他やむを得ない事由により本業務の履行が不能となったときは、発注者、受注者協議の上その措置を決定するものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 本契約に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、発注者、受注者協議の上これを決定するものとする。

(別紙)仕様書

仕 様 書

1 目 的

令和8・9・10年度経験者採用職員募集に際して、ダイレクトリクルーティングの手法を活用することにより、採用事務の円滑な遂行を確保する。

2 期 間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

3 概 要

当機構の経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービスの提供とその他当該業務に関わる採用事務の支援

4 採用者職種等

① 職種及び業務内容（採用予定人数20名程度）

○事務系総合職

- ・都市再生分野に係る地権者等の権利調整・補償、用地取得、物件管理、登記、税務、整備敷地譲渡、契約業務、事業コスト管理、プロジェクトの企画・選定等に関連する業務

- ・UR賃貸住宅の入居者募集、管理・運営、居住者対応、団地再生事業における居住者説明

- ・災害対応分野に係る総務、経理（震災復興支援本部等の事務所等）、用地取得、補償支援、物件管理

- ・その他経営管理、法規、経理、財務、広報、総務、人事、情報システム、海外展開支援等の業務

○技術系総合職

【建築領域】

- ・UR賃貸住宅(修繕・リノベーション、耐震改修等含む)の企画・設計・積算・工事監理・維持保全

- ・都市再生事業における施設建築物、災害対応支援における災害公営住宅等の企画・設計・積算・工事監理

- ・技術基準の管理、技術開発など
- ・都市再生、団地再生、災害対応支援、海外展開支援等におけるまちづくり構想や事業計画（市街地再開発事業等）の立案・推進
- ・行政/居住者/権利者/民間事業者など多様な関係主体との協議/調整/コーディネート/合意形成など
- ・資金計画や事業スケジュールの作成/進捗管理

【電気設備領域】

- ・UR賃貸住宅の電気設備（電気・通信・情報等）の新築・維持修繕・改良等に係る計画、設計、工事監理
- ・団地再生、都市再生、災害公営住宅の電気設備に関する企画、設計、工事監理
- ・団地再生、都市再生、災害対応支援等プロジェクトの企画立案、計画、協議調整、予算等執行管理
- ・電気・通信・情報等に関する技術開発、調査研究など

【建築設備領域】

- ・UR賃貸住宅の建築設備（給排水・衛生・空調・消防・ガス・昇降機等）の維持修繕・改良等に係る計画、設計、工事監理
- ・団地再生、都市再生、災害公営住宅の建築設備に関する企画、設計、工事監理
- ・団地再生、都市再生、災害対応支援等プロジェクトの企画立案、計画、協議調整、予算等執行管理
- ・建築設備に関する技術開発、調査研究など

【土木領域】

- ・まちづくり構想や事業計画の立案・推進
- ・都市再生事業における基盤整備や宅地造成に係る設計・積算・工事監理
- ・UR賃貸住宅の屋外空間の維持修繕・改良や団地再生事業の基盤整備に係る設計・積算・工事監理
- ・災害対応支援等における基盤整備や宅地造成に係る設計・積算・工事監理
- ・資金計画や事業スケジュールの作成・進捗管理
- ・土木関連の技術基準管理、技術開発・調査、海外展開支援

【造園領域】

- ・UR賃貸住宅の屋外空間の維持修繕・改良や団地再生事業等に係る計画、設計、工事監理
- ・UR賃貸住宅の植栽管理
- ・都市再生事業等の屋外空間や公園の計画、設計、工事監理
- ・UR賃貸住宅等のプロジェクトの企画立案、計画、協議調整、予算等執行管理
- ・造園に関する技術開発、調査研究

② 勤務地

東京、千葉、神奈川、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡、福島、その他主要都市

③ 応募年度内に入社可能な者を積極的に採用する。

5 その他

①報酬の請求方法等

- ・採用が決定し、入社した時点で報酬が発生し、これを持って請求できるものとする。
- ・求職者が本ダイレクトリクルーティングサービスを通じて当機構の求人に応募するより前に、当該求職者が同一または近似の職種にて当機構の求人に応募していた場合は、報酬は発生しない。

②業務連絡等

履行期間を超えて面接等を行う際は、該当求人者の合否の判定まで継続して連絡等のやり取りを行う。

以 上

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和8年11月●日付けで締結した令和8・9・10年度経験者採用職員募集に係るダイレクトリクルーティングサービス提供（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所

から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負（他に請負わせる者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をさせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負させた者が更に他に請負わせる場合、その請負させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」

に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年11月●日

発注者	住所	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号	
	氏名	独立行政法人都市再生機構	
		総務部長 田原 浩幸	印

受注者	住所		
	氏名		印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・ 送信先への事前連絡
- ・ 複数人で宛先番号の確認
- ・ 送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。
添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

本社 ○○ ○○ 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付で提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するＰＣ及び通信端末やＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確 認 内 容	確認 結果	備考
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄してい		

確 認 内 容	確認 結果	備考
る。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 8 年 11 月●日付けで締結した令和 8・9・10 年度経験者採用職員募集に係るダイレトリクルーティングサービス提供（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、C D - R、D V D - R 等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第 2 条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第 3 条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 11 月●日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番 1 号
氏名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 印

受注者 住所
氏名

印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。